

黒木茜後援会規約

第1条(名称)

本会は、黒木茜後援会(以下本会という)と称する。

第2条(所在地)

この団体事務局を次の所在地に置く。

〒671-2224 兵庫県姫路市青山西2丁目17番25号

第3条(目的)

本会は、黒木茜(以下本人という)の活動を応援・支援し、大会での活躍を祈念するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条(活動)

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1、 本人の選手活動に対する物心両面にわたる支援。
- 2、 本人の選手活動の広報・宣伝活動。
- 3、 本人の選手活動を支援するための寄付金及び会費の募集活動。
- 4、 会員相互の親睦を図る活動。
- 5、 その他、本会の目的を達成する為に必要な活動。

第5条(会員)

本会の会員は、会の目的に賛同する個人、法人及び団体をもって構成する。

第6条(入会及び脱会)

- 1、 会員になろうとする者は、所定の申込手続きと会費を納入することで会員になることができる。
- 2、 年会費は入会した月を基準として、1年間とする。
- 3、 年会費は、個人 20,000 円、法人及び団体は 50,000 円とする。
- 4、 会員は本人の申し出により脱会することができる。
- 5、 会員資格の継続は、支払期日以内に年会費を納めることにより年度会員継続と認められ、翌年も同じ方法をとる。
- 6、 会員が本規定に違反し、または本会の名誉を棄損する行為をした場合は、役員会の決議により除名されることがある。
- 7、 納入された会費は、如何なる場合においても返還は行わない。
- 8、 個人、法人及び団体において入会審査を必要とする場合は、役員会の決議を持って決定とする。

第7条(寄付)

- 1、 本会は、会費とは別に寄付金を随時受け付けるものとする。
- 2、 寄付金は、本会の目的と活動に賛同する個人、法人及び団体から受け取る。

- 3、 寄付金は、個人一口 30,000 円以上、法人及び団体一口 100,000 円以上とし上限を設けない。
- 4、 納入された寄付金は、如何なる場合においても返還は行わない。

第8条(遵守事項)

会員、寄付人及び役員(以下支援者)は、以下の内容に同意しこれを遵守する。

- 1、 支援者は、指導方針・指導方法・練習方法及び試合の結果に対し、本人・家族並びにコーチングスタッフに対する干渉をしない。
- 2、 支援者は本人を暖かく見守り励ます。
- 3、 支援者は本人や家族に対して見返りを求めない。

第9条(役員)

- 1、 本会に次の役員を置く。
会長:1名 事務局長:1名 会計責任者:1名
- 2、 役員は無報酬とする。
- 3、 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条(会議)

- 1、 総会は役員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。通常総会は毎年1回開催する。
- 2、 会長は、通常総会その他必要に応じて臨時総会及び役員会を招集する。

第11条(経費)

- 1、 本会の経費は、会費と寄付金で賄う。
- 2、 目的達成のため、3人以上の役員の同意があれば活動目的のみに使用できる。

第12条(会計)

本会の事業年度、会計年度は 11 月1日から始まり 10 月31日に終わる。

第13条(規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第14条(補足)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

第15条(設立年月日)

本会の設立年月日は、平成28年 11 月 1 日とする。

附則

本規約は、平成 28 年 11 月 1 日から実施する。